

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(平成23年志木市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の提出書類)

第2条 計画者は、条例第4条の規定による事前協議(以下「事前協議」という。)をするときには、志木市ペット霊園建設等事前協議書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出するものとする。

(1) ペット霊園の敷地の用に供する土地の登記事項証明書

(2) ペット霊園の敷地境界線からの距離が100メートルの範囲内に存する道路、河川及び住宅等の位置並びにこれらからペット霊園までの距離を表示した見取図(ペット霊園の敷地境界線からの距離が50メートルの部分を鮮明に表示したものに限る。)

(3) ペット霊園の施設の配置図

(4) 給水設備、排水設備、ごみ集積設備、便所、管理事務所、駐車場等の施設の設計図及び造成等に関する計画書

(5) 納骨堂又は火葬場に係る場合にあっては、建物及びその附帯施設の設計図並びに建設に関する計画書

(6) 条例第13条及び第14条の基準に適合している旨を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置)

第3条 条例第5条第1項の標識は、志木市ペット霊園標識(第2号様式)とする。

2 前項の標識の設置期間は、事前協議の終了の日から条例第17条の規定による通知を受けた日までとする。

3 第1項の標識は、容易に破損し、又は倒壊しないよう必要な措置を講じた上で、ペット霊園の建設等の予定地の道路に接する地盤面

から当該標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置するものとする。

(標識設置の届出書)

第4条 条例第5条第2項の規定による届出は、志木市ペット霊園標識設置届(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 標識設置位置図
- (3) 標識設置状況を撮影した写真

(標識記載内容変更の届出書)

第5条 条例第5条第3項の規定による届出は、志木市ペット霊園標識設置変更届(第4号様式)に変更を生じた事実を証する書類を添付して行うものとする。

(説明会の開催)

第6条 条例第6条第1項の説明会(以下「説明会」という。)は、条例第8条の規定による申請をしようとする日の60日前までに、志木市ペット霊園近隣住民等説明会開催届(第5号様式)を市長に提出して開催するものとする。

(説明会の報告書)

第7条 条例第6条第2項の規定による報告は、志木市ペット霊園近隣住民等説明会報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 近隣住民等の名簿及び説明会に出席した者の名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) その他市長が必要と認める書類

(近隣住民等の意見書)

第8条 条例第7条第1項の意見は、条例第8条の規定による申請をしようとする日の30日前までに、次に掲げる事項に係る意見書を提出することにより行うものとする。

- (1) ペット霊園についての公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮

すべき事項

(2) ペット霊園の構造設備と周辺環境との調和に関する事項

(3) ペット霊園の工事の方法に関する事項

(近隣住民等との協議に係る報告書)

第 9 条 条例第 7 条第 3 項の規定による報告は、志木市ペット霊園近隣住民等協議内容報告書 (第 7 号様式) に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 協議において使用した資料

(2) 協議した近隣住民等の名簿

(3) 協議の内容及びその結果について記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(許可等の申請書)

第 10 条 条例第 8 条の規定による申請は、志木市ペット霊園設置 (変更・廃止) 許可申請書 (第 8 号様式) に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 号から第 6 号までに掲げる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第 1 号に掲げる書類のうちに添付させる必要がないと認めるものがあるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

(許可書)

第 11 条 条例第 9 条の規則で定める許可書は、志木市ペット霊園設置 (変更・廃止) 許可書 (第 9 号様式) とする。

(工事着手の届出書)

第 12 条 条例第 15 条の規定による届出は、志木市ペット霊園設置 (変更) 工事着手届 (第 10 号様式) により行うものとする。

(工事完了の届出書)

第 13 条 条例第 16 条の規定による届出は、志木市ペット霊園設置 (変更) 工事完了届 (第 11 号様式) により行うものとする。

(工事検査の通知書)

第14条 条例第17条の規定による通知は、志木市ペット霊園設置(変更)工事検査結果通知書(第12号様式)により行うものとする。

(名称等の変更の届出書)

第15条 条例第19条(条例第28条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、志木市ペット霊園(移動火葬業)名称等変更届(第13号様式)に変更を生じた事実を証する書類を添付して行うものとする。

(承継の届出書)

第16条 条例第20条第2項(条例第28条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、志木市ペット霊園(移動火葬業)地位承継届(第14号様式)に次に掲げる書類(移動火葬業者にあつては、第2号に掲げるものを除く。)を添付して行うものとする。

(1) 戸籍謄本及び住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)

(2) 土地の登記事項証明書

(3) その他地位を承継した事実を証する書類

(管理者選任の届出書)

第17条 条例第21条の規定による届出は、志木市ペット霊園管理者選任届(第15号様式)により行うものとする。

(移動火葬業の許可の申請書)

第18条 条例第23条第2項の規定による申請は、志木市ペット移動火葬業(新規・更新)許可申請書(第16号様式)に、同条第3項に規定する基準に適合している旨を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(車両の表示に係る基準)

第19条 条例第25条の規定による表示は、移動火葬業者が使用する車両である旨、氏名又は名称及び許可番号を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。

(廃止の届出書)

第20条 条例第27条の規定による届出は、志木市ペット移動火葬業廃止届(第17号様式)により行うものとする。

(移動火葬業者に係る許可書)

第 2 1 条 条例第 2 8 条において準用する条例第 9 条の移動火葬業者に係る許可書は、志木市ペット移動火葬業許可書 (第 1 8 号様式) とする。

(身分証明書)

第 2 2 条 条例第 3 0 条第 3 項の規則で定める職員の身分を示す証明書は、第 1 9 号様式のとおりとする。

(改善勧告書)

第 2 3 条 条例第 3 1 条の勧告は、志木市ペット霊園改善勧告書 (第 2 0 号様式) により行うものとする。

(措置命令書)

第 2 4 条 条例第 3 2 条の規定による命令は、志木市ペット霊園措置命令書 (第 2 1 号様式) により行うものとする。

(許可取消通知書)

第 2 5 条 条例第 3 3 条第 2 項の規定による通知は、志木市ペット霊園設置等許可取消通知書 (第 2 2 号様式) により行うものとする。

(使用禁止命令書)

第 2 6 条 条例第 3 4 条の規定による命令は、志木市ペット霊園使用禁止命令書 (第 2 3 号様式) により行うものとする。

(公表の方法)

第 2 7 条 条例第 3 5 条第 1 項の規定による公表は、広報紙及びホームページへの掲載により行うものとする。

(その他)

第 2 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。